平成２９年（フ）第３７６２号
東京都大田区羽田４丁目21―11―301
債務者　加藤　千秋
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７６３号
東京都あきる野市秋川５丁目５－３　フィールドコーストⅡ203号
債務者　山口　昌子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１１号
北海道旭川市旭町１条５丁目841番地の97
矢野コーポＢ207
債務者　佐々木啓子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１４号
北海道旭川市旭町１条５丁目841番地の305
中宝マンション　10号
債務者　和田　榮一
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４０８号
大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ73―207号
債務者　矢野　　隼
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４１８号
大阪市東淀川区南江口１丁目２番97―303号
債務者　俣野　亨輔
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６８７号
大阪府守口市藤田町２丁目24番16―305号
債務者　石倉　一生
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７３６号
大阪府東大阪市寿町３丁目６番14号　カーザ寿　501号、前住所大阪府東大阪市大蓮東２丁目17番19号
債務者　甲斐　伸也
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７９８号
大阪府東大阪市中石切町４丁目10番23号　リバティ石切　２Ａ
債務者　安川　　進
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８２５号
大阪市西成区千本南１丁目15番17号
債務者　三浦　一雄
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８６６号
大阪府吹田市山手町１丁目29番31号（301）、前住所大阪府吹田市泉町１丁目20番14号（307）
債務者　渡辺　哲也
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９７３号
大阪府枚方市長尾元町４丁目５番55号、前住所千葉県浦安市堀江４丁目29番11号ベール・ロゼ弐番館（102）
債務者　山口　吐夢
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０５５号
大阪市生野区巽南５丁目16番５号三佳マンション１Ｂ
債務者　髙田　優里
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０５８号
大阪府東大阪市東石切町４丁目５番25号　ネバーランド東石切さくら坂　402
債務者　壽島　裕菓
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部